

利用者負担額基準表

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）							
階層区分	定義	保育標準時間認定				保育短時間認定 ※3			
		乳児	1～2歳児	3歳児	4歳以上児	乳児	1～2歳児	3歳児	4歳以上児
第1階層	生活保護世帯等 ※1	円		円		円		円	
第2階層	市町村民税非課税世帯 特定世帯 ※2	保育料無償化		保育料無償化		保育料無償化		保育料無償化	
	上記以外の世帯								
第3階層	市町村民税所得割課税額	特定世帯 ※2	7,200		7,200				
		48,600円未満	15,600		15,400				
第4階層		57,700円未満	24,000		23,600				
		特定世帯 ※2 77,101円未満	7,200		7,200				
		97,000円未満	24,000		23,600				
第5階層		169,000円未満	35,600		35,100				
第6階層		301,000円未満	48,800		48,000				
第7階層		397,000円未満	64,000		63,000				
第8階層	397,000円以上	83,200	68,000	81,900	66,900				

★令和元年10月からの国による幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上のお子さん
と0歳から2歳児の非課税世帯のお子さんの利用者負担額が無償（0円）となります。

★きょうだい同時入園の場合の利用者負担額は、年齢の高い順に数え各階層利用者負担額を、第一子は全額、第二子は半額、第三子は0（免除）となります。また、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設通所部に入所、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している児童（きょうだい）も対象になるため、教育みらい課まで連絡してください。（就学前児童に限る）なお、特定世帯につきましては、利用者負担額を、第一子は半額、第二子以降は0（免除）とします。

★年収約360万円未満相当の世帯（二人親の場合は市町村民税所得割57,700円未満、特定世帯の場合は77,101円未満）については、上記の多子軽減に係る年齢制限を撤廃します。下宿等で離れて暮らしているきょうだいも対象になる場合がありますので、教育みらい課まで連絡してください。

★利用者負担額算定にあたっての市町村民税所得割課税額について「住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除等」の額は、適用しません。

★利用者負担額について、4月分から8月分までは前年度の市町村民税を算定基礎とし、9月分から3月分までは今年度の市町村民税を算定基礎とします。

※1 生活保護世帯等

生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯

※2 特定世帯

母子世帯・父子世帯・在宅障害児（者）のいる世帯

※3 保育短時間認定

保護者の就労時間や通勤時間に応じて、保育標準時間と保育短時間の2つの区分に分けられます。また求職活動中や疾病、育休中などの保護者の方が、保育所の入所を申し込む際の認定で、忠岡町では午前9時から午後5時までの間の利用に限らせていただきます。それ以外の時間帯の利用については、別途費用負担が生じます。詳しくは、教育みらい課までお問い合わせください。